



# 三芳町 防災ガイドマップ

## ～地域防災計画概要版～

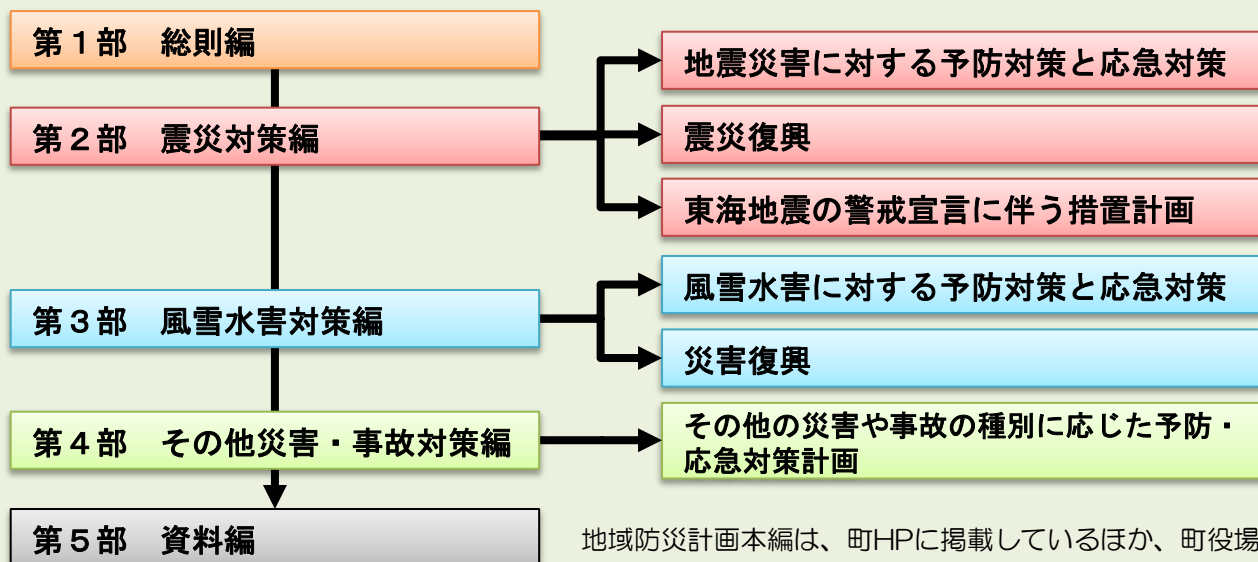
### 1. 地域防災計画とは

#### 地域防災計画の目的

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、三芳町防災会議が作成する計画です。町では、東日本大震災をはじめとした近年の大規模災害の教訓や最新の知見、各種法令改正等を反映させるべく、平成27年3月に改訂を行いました。本町における災害の予防・応急・復旧対策及び復興計画に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、地域の減災を目指すことを目的としています。

#### 地域防災計画の構成

地震災害、風雪水害、その他事故・災害に関して、「事前・予防対策」「応急対策」「災害復興」に関する計画をそれぞれ定めており、その構成は、次のとおりです。



地域防災計画本編は、町HPに掲載しているほか、町役場（自治安心課）、町内の公民館でもご覧いただけます。

#### 計画の基本方針

##### 1. 「減災」の考え方によるハード・ソフト両面での対策

ハード・ソフトの対策を効果的に組み合わせて実施し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を重視します。

##### 2. 命を守る初期行動の重視

救急・救助、初期消火、避難行動等の初期行動が住民の生命を災害から守る上で重要です。そのため、初期行動を迅速かつ的確に実施できる体制の強化を図ります。

##### 3. 自助・共助の強化

「公助」の役割とその限界を踏まえつつ、住民一人一人が自らの命、安全を守る「自助」、地域コミュニティ等が協働して地域の安全を守る「共助」を推進します。

##### 4. 広域受援体制の整備

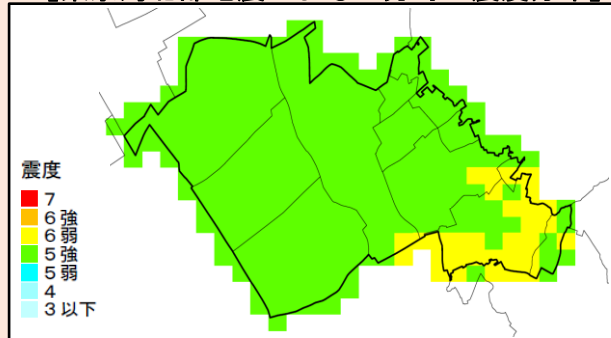
町の防災体制のみで対応できない大規模災害に備え、県、他市町村、防災関係機関及びN GO等の支援を受け入れやすくするよう、広域受援体制の整備を進めます。

## 2. 想定される被害

### 地震災害

計画の前提となる地震被害想定は、「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」に基づきます。三芳町において比較的被害が大きくかつ切迫性が高い「東京湾北部地震」を想定災害としており、三芳町の大部分で震度5強、最大は震度6弱となっています。主な想定される被害の内容は下表のとおりです。

【東京湾北部地震による三芳町の震度分布】



【東京湾北部地震による三芳町の主要被害想定結果】

マグニチュード	最大震度	全壊数(棟)	半壊数(棟)	焼失数(棟)		死者数(人)	負傷者数(人)	断水人口(人)	ピーク時避難者数(人)	帰宅困難者数(人)	
				冬18時	風速8m/s					平日12時	平日12時
7.3	6弱	1	101	30	0	17	2,324	279	4,246		

三芳町で想定される震度での揺れの大きさ等の概況は右の通りです。



#### 5強

- 物につかまらないうちを歩くことが難しい。
- 棚にある食器類や本で落ちるものが増える。
- 固定していない家具が倒れることがある。
- 補強されていないブロック塀が崩れることがある。



#### 6弱

- 立っていることが困難になる。
- 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。
- 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
- 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。

気象庁震度階級の解説より抜粋 (<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/shindo/jma-shindo-kaisetsu-pub.pdf>)

### 風雪水害等

計画の前提となる風水害の被害想定は、「三芳町 洪水ハザードマップ」及び「三芳町 内水ハザードマップ」に基づきます。町より、住民の皆さんに配布しているハザードマップをご確認ください。また、町HPに掲載しています。その他、多種多様な災害については、具体的な被害程度の想定は困難としていますが、近年の全国で発生している竜巻、大雪等の被害の危険性が三芳町にもあるものとして、計画を立案しています。

## 3. 災害へのそなえ(予防・事前対策)

### 自助・共助による防災力の向上

#### 町の施策(公助)

- ▶各種イベント、訓練、広報紙等を通じて**防災知識の普及・啓発**を行います。
- ▶行政区単位を基本とした自主防災の取組を促進し、**研修費や資器材費を助成**します。(三芳町自主防災組織育成補助金)
- ▶各種防災協定の締結を進めるとともに援助の**受入れ体制を整備**します。



#### 住民自身でできること(自助)

- ▶家族で、災害時の避難方法、安否確認方法等を話し合しましょう。(家族防災会議)
- ▶**行政区・自治会に加入**しましょう。
- ▶地域の自主防災活動への積極的な参加をお願いします。

#### 地域防災組織のとりくみ(共助)

- ▶地域の様々なイベント、防災訓練等を通じて、近隣の助け合いや**自主防災活動の活性化**に取り組みましょう。

### 地震に強いまちづくり

#### 町の施策(公助)

- ▶町の**防災拠点施設の耐震化率100%**を目標に、耐震診断、改修・補強を順次行います(指定避難所となる小・中学校は、平成25年度までに、耐震改修工事を終了しています)。
- ▶住宅の耐震診断・補強等の**支援制度の活用**を促進します。(三芳町既存住宅耐震化助成制度)
- ▶消防団の強化、消防資機材の整備等の**消防力の強化**とともに、住民自身による初期消火、停電復旧時の通電火災への備えといった**地震火災の予防啓発**を行います。



#### 住民自身でできること(自助)

- ▶支援制度を活用し、住宅の**耐震診断や耐震補強**を行いましょ。
- ▶**家具の固定やガラスの飛散防止**等、住宅内での防災対策を行いましょ。
- ▶火気器具周囲に可燃物を置かない、**感震ブレーカー**を設置するといった家庭内の出火防止対策に努めましょ。

#### 地域防災組織のとりくみ(共助)

- ▶行政区等を単位として自主防災組織等の防災体制を整えましょ。
- ▶消火器消火やバケツリレー等の**消火訓練**を通じて、地域の初期消火力を高めましょ。

### 物資及び資器材の備蓄

#### 町の施策(公助)

- ▶被害想定結果に基づき、食料の備蓄目標を25,000食、飲料水の備蓄目標を2ℓペットボトル3,800本と定め、**計画的に増強・更新**を行っています。
- ▶物資及び資器材は、指定避難所の**防災倉庫**に振り分けて備蓄しています。
- ▶町内外の各種事業者との協定により、物資・資器材の調達先確保に努めています。



#### 住民自身でできること(自助)

- ▶発災後1週間は自給できるよう、**最低3日分、できるだけ1週間分**を目標に家庭内で、食料、飲料水、生活必需品の備蓄を行いましょ。
- ▶避難に備えて、**非常用持ち出し品**を家庭内に用意しておきましょ。

#### 地域防災組織のとりくみ(共助)

- ▶行政区や自治会、マンション単位で、**防災資器材を整備**し、使い方を習得しておきましょ。

### 防災拠点(避難所等)の整備

#### 町の施策(公助)

- ▶**町内小中学校を指定避難所**、**校庭を指定緊急避難場所**と定め、避難所としての機能整備に努めています。
- ▶各地域において指定避難所に避難する際の集合場所として**一時避難場所(行政区集落地)**を指定しています。
- ▶公共施設及び民間社会福祉施設等22施設を、在宅の災害時要援護者を受入れる「**福祉避難所**」として指定しています。
- ▶**地域連携避難訓練**等を通じて、指定避難所である学校を拠点に、顔の見える防災ネットワークづくりを目指しています。

#### 住民自身でできること(自助)

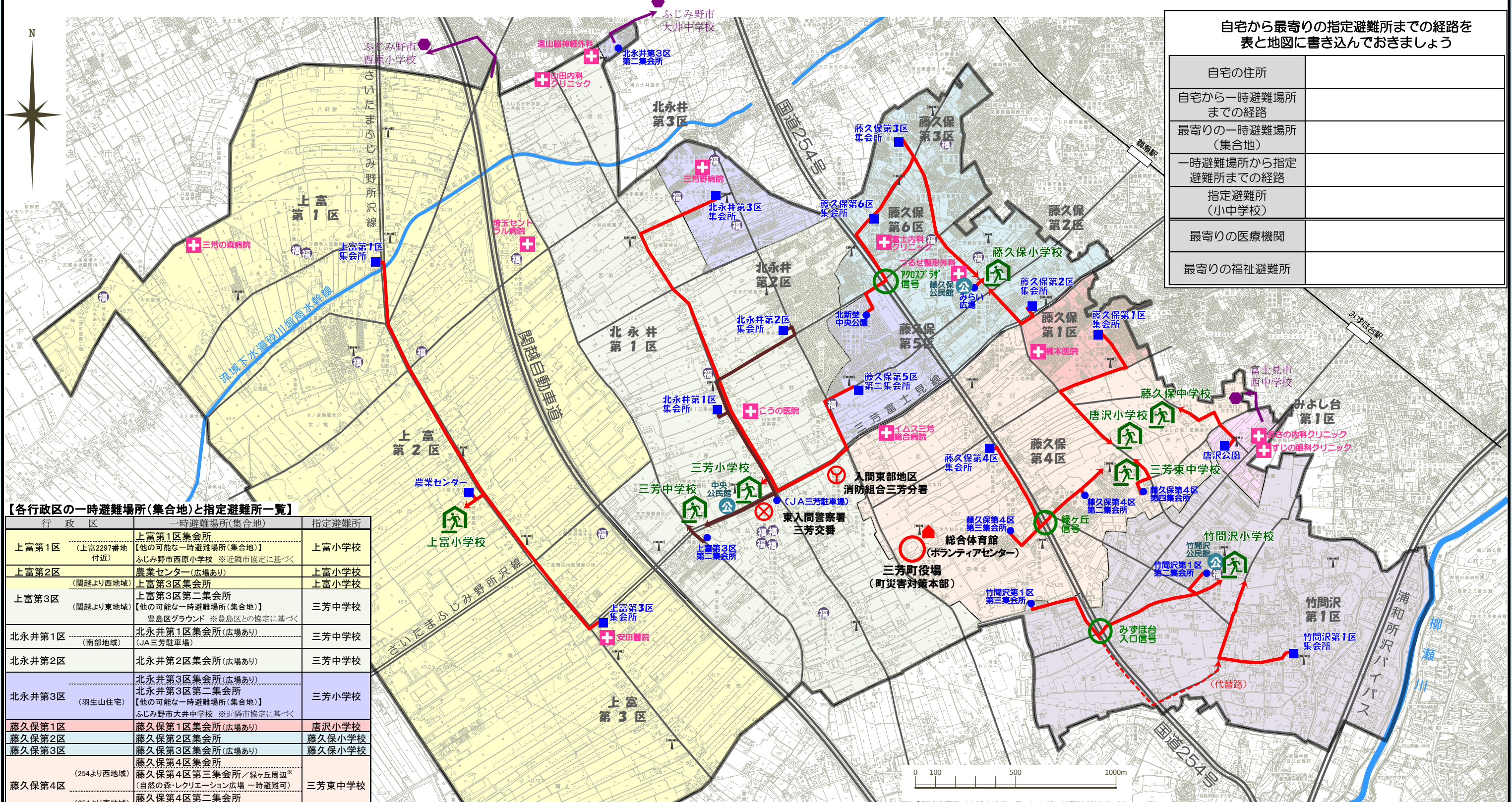
- ▶次ページの防災ガイドマップを参考に、**最寄りの一時避難場所、指定避難所等の防災拠点を確認**しておきましょ。

#### 地域防災組織のとりくみ(共助)

- ▶地区の**防災訓練**等を通じて、組織の活動を周知するとともに、地域の住民に避難場所・経路、避難方法の啓発に努めましょ。



# 三芳町 防災ガイドマップ (主要防災拠点及び地域避難経路図)



自宅から最寄りの指定避難所までの経路を表と地図に書き込んでおきましょう

自宅の住所	
自宅から一時避難場所までの経路	
最寄りの一時避難場所(集落地)	
一時避難場所から指定避難所までの経路	
指定避難所(小中学校)	
最寄りの医療機関	
最寄りの福祉避難所	

## 【各行政区の一時避難場所(集落地)と指定避難所一覧】

行政区	一時避難場所(集落地)	指定避難所
上富第1区 (上富2297番地付近)	上富第1区集会所 【他の可能な一時避難場所(集落地)】 ふじみ野市西原小学校 ※近隣市協定に基づく	上富小学校
上富第2区 (関越より西地域)	農業センター(広場あり) 上富第3区集会所	上富小学校
上富第3区 (関越より東地域)	上富第3区第二集会所 【他の可能な一時避難場所(集落地)】 豊島区グラウンド ※豊島区との協定に基づく	三芳中学校
北永井第1区 (南部地域)	北永井第1区集会所(広場あり) (JA三芳駐車場)	三芳中学校
北永井第2区	北永井第2区集会所(広場あり)	三芳中学校
北永井第3区 (羽生山住宅)	北永井第3区集会所(広場あり) 北永井第3区第二集会所 【他の可能な一時避難場所(集落地)】 ふじみ野市大井中学校 ※近隣市協定に基づく	三芳小学校
藤久保第1区	藤久保第1区集会所(広場あり)	唐沢小学校
藤久保第2区	藤久保第2区集会所	藤久保小学校
藤久保第3区	藤久保第3区集会所(広場あり)	藤久保小学校
藤久保第4区 (254より西地域)	藤久保第4区集会所 藤久保第4区第三集会所/緑ヶ丘周辺 (自然の森・レクリエーション広場 一時避難可)	三芳東中学校
藤久保第4区 (254より東地域)	藤久保第4区第二集会所 藤久保第4区第四集会所	三芳東中学校
藤久保第5区 (254より西地域)	藤久保第5区第二集会所(広場あり) (藤久保前)みらい広場	三芳小学校
藤久保第6区 (254より西地域)	北新禁中央公園※ 藤久保第6区集会所(広場あり)	藤久保小学校
竹間沢第1区 (254より西地域)	竹間沢第1区集会所 竹間沢第1区第二集会所	竹間沢小学校
竹間沢第1区 (254より東地域)	竹間沢第1区第三集会所※	竹間沢小学校
みよし台第1区 (みよし台1番地付近)	唐沢公園(みよし台第1区集会所) 【他の可能な一時避難場所(集落地)】 富士見市西中学校 ※近隣市協定に基づく	藤久保中学校

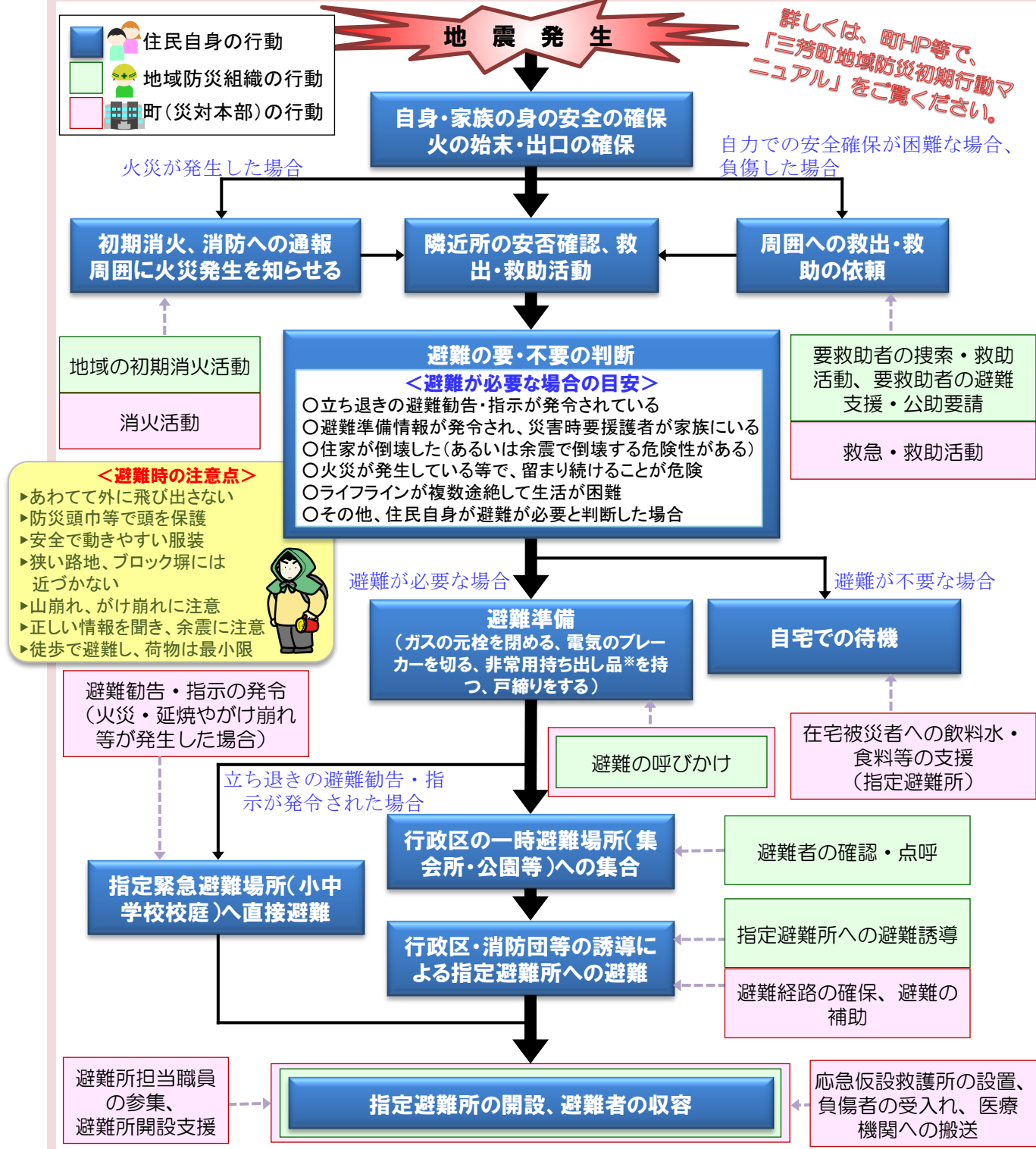
■避難経路はあくまでも原則のルートであり、火災や道路の断裂等が生じているときは、直近で比較的広い道路に臨機に迂回するものとする。  
■国道横断箇所は、災害時の交通安全対策を踏まえ、①緑ヶ丘入口信号 ②アクロスプラザ信号 ③みずほ台入口信号 の3か所に限定する。  
■一時避難場所は、より適した公共の広場が近隣に新設された場合、協議の上で変更することがある。

- 指定避難所(学校体育館)
- 地域防災組織の避難経路
- 三芳町役場(町災害対策本部)
- 病院・診療所
- 指定緊急避難場所(校庭)
- 近隣市一時避難場所への避難経路
- 総合体育館(ボランティアセンター)
- 福祉避難所
- 一時避難場所(地区対策本部設置場所)
- 国道254号横断ポイント
- 入間東部地区消防組合三芳分署
- 公民館(帰宅困難者、広域避難者一時滞在施設)
- 自治会等で集合可能な場所(待機)
- 東入間警察署三芳交番
- 近隣市協定に基づく一時避難場所
- 三芳町役場(町災害対策本部)
- 東入間警察署三芳交番
- 防災行政無線

# 4. いざというときに(応急対策)

## 避難行動(地震発生から、指定避難所への避難までの流れ)

ここでは、**大規模地震発生から指定避難所(小中学校)への避難までの流れ**を、住民自身が行うべき行動を中心に、地域防災組織(行政区等)と町(災害対策本部)の関わりと合わせて整理しました。**安全かつ迅速な避難行動**の参考としてください。



### ※備えておこう!非常用持ち出し品

食料品	飲料水、乾パン、缶詰、クッキー、レトルト食品など	日用品	手袋(軍手)、ティッシュ、ローソク、マッチ、ライター、ロープ、懐中電灯、携帯ラジオ、生理用品、歯ブラシなど
貴重品	現金(小銭)、預金通帳、印鑑、その他の重要書類	あると便利なもの	ウェットティッシュ、マスク、ビニール袋、携帯用浄水器、食品用ラップ、ナイフ、缶切り、雨具など
衣類品	衣類、タオル、毛布、寝袋、下着類、上着など	身に付けておく と良いもの	笛、携帯用カイロ、保険証コピー
安全対策	ヘルメット、防災頭巾、マスク、救急セット、靴など		

## 指定避難所の開設・運営

### 町の対応(公助)

- ▶ 休日・夜間に発生した場合、町の「緊急避難対応班」が**避難所へ直接参集**し、避難所の開設を支援します。
- ▶ 飲料水・食料や毛布等の生活必需品を給付します。
- ▶ 福祉関係職員、保健師等による、巡回相談・巡回サービスを実施し、**避難者の健康管理**に努めます。

### 住民自身の行動(自助)

- ▶ 避難所自治組織(避難所運営委員会)に積極的に参画・協力しましょう。
- ▶ 避難所の運営ルールを守り、清掃やゴミ捨て当番等、**避難所の環境整備に協力**しましょう。

### 地域防災組織の行動(共助)

- ▶ 町、学校と協力して**避難所運営委員会**を設置、避難所運営を地域主体で行います。

## 災害時要援護者対策

### 町の対応(公助)

- ▶ 家族等の援助が困難で、自力で避難することができない住民の避難を地域で支援する仕組みとして「**三芳町災害時要援護者避難支援プラン**」を策定しています。
- ▶ 災害時は、上記プランに基づき、支援機関の協力を得て、要援護者名簿を活用した**安否確認や救助連絡**を行います。
- ▶ 指定避難所での生活が困難な要援護者については、協定等に基づき、専門スタッフや施設環境が整った**福祉避難所に搬送・収容**します。

### 住民自身の行動(自助)

- ▶ 自身の安全が確保できる範囲で、近隣の要援護者の**安否確認・救出活動**等の避難支援を行ってください。
- ▶ 日頃から、近隣で支援を必要としている人を把握しておきましょう。
- ▶ 対象者は「**三芳町災害時要援護者避難支援プラン**」に登録しましょう。

### 地域防災組織の行動(共助)

- ▶ 民生委員や近隣の支援者の協力を得て、地区の災害時要援護者の**安否状況を確認**し、必要に応じて**避難所等に誘導**します。

## 帰宅困難者安全確保対策

### 町の対応(公助)

- ▶ 町内で発生する事業所従業員等の帰宅困難者対策として、**一時滞在施設を開放**し、情報・一時休憩所・トイレ・飲料水等を提供します。  
【町の帰宅困難者一時滞在施設】  
鶴瀬駅：藤久保公民館  
みずほ台駅：竹間沢公民館
- ▶ 県の協定に基づき、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等、町内の**帰宅支援ステーション**へ、帰宅支援に関する協力を要請します。

### 住民自身の行動(自助)

- ▶ 帰宅困難者にならないよう、公共交通機関が停止していた場合、**むやみに帰宅移動を開始しない**ことが大切です。
- ▶ 勤務先等が安全であれば、帰宅経路が安全であると判断できるまで、勤務先等に留まることを優先します。

### 地域防災組織の行動(共助)

- ▶ 町災害対策本部からの**協力要請に基づき、集会所等を開放**し、一時休憩所・トイレ・飲料水等を提供します。

## 風雪水害時には

町は、風雪水害の危険性が高まった場合、「三芳町風雪水害配備体制及び避難勧告・指示等判断マニュアル」に基づき、対象地区居住者に対して避難勧告・指示等の発令を行います。住民の皆さんは、町や気象庁等からの正しい情報に基づき、危険な場所に近づかず安全な屋内に留まる(**屋内待避**)、おちついて避難する(**立ち退き避難**)といった必要な安全確保措置を、状況と情報に応じて確実に行ってください。

## 5. 防災役立ち情報

正しい行動は正しい情報から。普段から防災情報取得手段を、複数準備しておきましょう。

### 災害用伝言ダイヤル(171)

災害用伝言ダイヤルは、地震、噴火等の災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。

**1 7 1**

をダイヤルした後、ガイダンスに従ってください。

### 災害用伝言板サービス

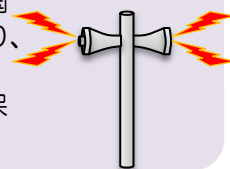
携帯電話を利用して、安否情報を登録でき、確認できるサービスです。詳細については、運営している携帯電話・PHS各社のページをご覧ください。

- NTTドコモ <http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/>
- KDDI (au) <http://www.au.kddi.com/notice/dengon/>
- ソフトバンクモバイル <http://mb.softbank.jp/mb/information/dengon/index.html>
- ワイモバイル <http://www.ymobile.jp/service/dengon/>

### 全国瞬時警報システム(J-ALERT)

テロ情報、ミサイル発射情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない緊急情報を、国が衛星通信ネットワークを用いて直接送信し、町の防災行政無線を自動起動することにより、警報を住民へ瞬時に伝達するシステムです。

これらの情報が放送された時は、テレビやラジオをつけて情報に注意し、身の安全を確保して落ち着いて行動するようにしましょう。



### 防災行政無線電話応答サービス

町の防災行政無線で放送された内容を、電話で確認できるサービスです。(国の緊急放送J-ALERTを除く)。☎0800-800-9912に電話をかけますと、防災行政無線で放送された内容が繰り返されます。(電話通話料は町が負担します。)



### Twitter情報配信

町では、Twitterによる防災情報等の配信を行っています。登録なしでも、町からの情報を見ることができます。アカウント/miyoshi\_machi



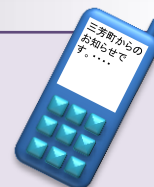
### 三芳町地域コミュニティメール

町は、「NPO法人 安心安全ネットワークきずな」との協働により、登録を申し込まれた方に地域の情報をメールでお届けするサービスを行っています。緊急時の防災行政無線だけでは情報伝達できない方(お仕事先で町内にいない方、屋内で聞きとれない方、聴覚障がい者等の方)に、より確実に情報をお届けするツールとして、ぜひご利用ください。新規登録は、右のQRコードを携帯電話等で読みとって接続してください。



### 緊急速報メール(エリアメール)

町では、緊急時に、災害・避難情報をより多くの方にお知らせするため、エリアメール(NTTドコモ)、緊急速報メール(au、ソフトバンク)を活用して、携帯電話へ情報配信を行います。町内の基地局エリア内にある携帯電話に緊急情報を一斉配信(強制配信)するため、登録は不要です。住民に限らず、町へ来訪された方、通行中の方の携帯電話にも配信されます。



### 埼玉県防災情報メール

埼玉県では、登録された携帯電話等に、防災に関する情報(気象警報注意報、地震情報、避難情報、危機管理情報、避難所開設情報)をメールでお知らせしています。

三芳町内に限らず県内全域の防災情報が送信されます。新規登録は、右のQRコードを携帯電話等で読みとって接続してください。

参考URL(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0402/903-20091202-28.html>)

